

耐圧検査未実施容器出荷に関する行政処分について

弊社市原容器検査所における、耐圧検査未実施容器出荷に関する行政処分が、千葉県より下記のとおり発令されましたのでお知らせいたします。

記

1. 通達番号

令和4年9月1日「千葉県産保達第1142号」

2. 処分の内容

容器再検査の停止命令

ただし、小容器・自動車用容器用非水套式耐圧試験装置を用いて行う容器再検査に限る。

(1) 対象となる容器再検査所

日東燃料工業株式会社市原営業所(千葉縣市原市江子田岩谷前144番地)

(2) 期間

令和4年9月2日から令和4年10月1日まで(30日間)

3. 処分の根拠となる法律

高圧ガス保安法第53条第2号及び第4号

4. 処分の原因となる事実

(1) 容器に虚偽の刻印（高圧ガス保安法第49条第3項の規定違反） 第53条第2号

(2) 検査主任者の監督（高圧ガス保安法第52条第1項の規定違反） 第53条第2号

(3) 帳簿に虚偽の記載（高圧ガス保安法第60条第1項の規定違反） 第53条第4号

以上

お客様、ならびにお取引先の皆様にあらためてお詫び申し上げますとともに、弊社といましては再発防止に全力で取り組んで参る所存でございますので、今後も変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。